

税のお知らせ

申告・納税は、便利な地方税電子申告「eLTAX（エルタックス）」で！

下川町では、納税者の利便性の向上を図るため、eLTAX（エルタックス）を利用したインターネットによる電子申告や電子納税（共通納税）などの受け付けを行っています。

eLTAXとは？

地方税ポータルシステムの呼称で、地方税の申告及び申請・届出の手続きをインターネットを利用して行うシステムのことで、全地方公共団体で組織する「地方税共同機構」が運営しています。

特徴

- ・ 郵送や窓口へ出向くことなく、自宅や会社などからインターネットを利用して手続きができます。
- ・ 複数の地方公共団体への申告や納税がまとめ

一度にできます。

無料の対応ソフトウェア（PCdesk）を利用して申告書が作成できます。

・ 対応している市販の税務・会計ソフトウェアで作成した申告書データなどを利用できます。

利用できる手続き【電子申告】

税目	区分	手続き内容
法人町民税	申告 申請・届出	中間申告・確定申告、予定申告など 法人設立・設置届出書、異動届
固定資産税 (償却資産)	申告	償却資産申告書 種類別明細書
個人町道民税	申告	給与支払い報告書（総括表・個人別明細書） 公的年金等支払い報告書（総括表・個人別明細書） 給与支払い報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書 退職所得に係る納入申告書 退職所得者の源泉徴収票・特別徴収票
	申請・届出	特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

※上記のほか、北海道においては「法人道民税」・「法人事業税」・「地方法人特別税」の税目について、各種手続きが利用可能となっています。

【電子納税】

令和元年（2019年）10月1日からスタートした「地方税共通納税システム」により、電子的に納税することができ、対象税目は次のとおりです。

- 個人住民税（特別徴収／退職所得に係る納入申告）
- 法人市町村民税
- 事業所税
- 法人都道府県民税
- 法人事業税
- 地方法人特別税

【利用開始のための手続き】

eLTAXを利用した電子申告等を行うには、パソコン環境の準備や利用者IDの取得、必要に応じて電子証明書の取得など、所定の手続きが必要。詳しくは、エルタックスホームページ（www.eItax.lta.go.jp）で確認してください。

【利用受付時間】

月～金曜日
午前8時30分～午前0時
土・日曜日、祝日、年末

年始（12月29日～1月3日）は休業

※ヘルプデスクの対応時間
午前9時～午後5時

※電子納税のサービス時間は、方式によって異なりますので、詳しくは、エルタックスホームページで確認してください。

【利用手続きに関するお問い合わせ】

eLTAXヘルプデスク
（地方税共同機構）
☎0570-0811459
右記でつながらない場合
☎03-5500-7010

【税制改正のお知らせ】

平成30年度（2018年度）税制改正により、一定の法人が提出する申告書、申告書に添付すべきものとされている書類については、電子情報処理組織を使用する方法（eLTAX、eLTAX）により提出しなければならぬこととされました。

【対象となる法人】

次の内国法人が対象と

なります。

- (1) 事業年度開始の時ににおいて資本金の額等が1億円を超える法人
- (2) 相互会社、投資法人、特定目的会社

【対象税目】

- 法人税及び地方法人税
- 消費税及び地方消費税
- 法人都道府県民税
- 法人市町村民税
- 法人事業税

【適用日】

令和2年（2020年）4月1日以後に開始する事業年度分から適用

【対象書類】

申告書並びに地方税法及び政省令の規定等により申告書に添付すべきものとされている書類の全て

【お問い合わせ】

税務住民課
税務・収納グループ
☎4-2511内線114
☆4-251103
上川総合振興局
名寄道税事務所課税係
☎01654-214148